

論壇

遺贈寄付の可能性と税理士に期待される役割



脇坂誠也 【目黒】

1. はじめに

今、遺贈寄付が注目されています。遺贈寄付とは、遺言でNPOなどの非営利団体や国、地方公共団体等に自分の財産の全部または一部を寄付することをいいます。

昨年11月に発表された政府税制調査会の中堅整理案では、「相続税の見直しにあたっての考え方」の中で、「税を通じた再分配だけでなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である」という文章が入りました(経済社会の構造変化を踏まえた税制

2. なぜ今遺贈寄付なのか

寄付に関するアンケートを取ると、自分が亡くなったときに、自分の財産から国や地方公共団体、NPOなどの非営利団体に財産の一部でも寄付をしたいと答える方は、2/3割います。しかし、実際に遺贈寄付を実行する人は、ほとんどいません。「二一スはあるが、実行する人はほとんど

のあり方に関する論点整理(案)。12月には、有識者で構成される「全国遺贈寄付(レガシーギフト)推進検討委員会」が発足しました。私は、一昨年の8月から、「遺贈寄付推進会議」のメンバーとして、遺贈寄付について研究してきました。「遺贈寄付推進会議」は、税理士、弁護士、会計士、信託銀行、NPO団体などで構成され、日本社会で遺贈寄付をいかにして進めていくのかについて研究しています。今、なぜ遺贈寄付なのか、遺贈寄付を進めるために税理士などの専門家はどのような役割を期待されているのか、遺贈寄付は税制上どのような問題があるのか、ということについて、報告したいと思います。

「遺贈寄付」は、税制上の問題があるのか、というのが遺贈寄付の現状です。遺贈寄付が求められる時代背景としては、以下のようないくつかが考えられます。① 今後の日本社会の大きなテーマの一つは、「高齢者の希望の実現」ではないかと思えます。財産をお持ちの高齢者の方の多くは、自分の子供や孫に財産を残すために持っているというよりは、老後の不安のために持っているという部分が大いかにあります。自分が稼いだお金を、老後資金の心配がなくなった段階で、自分の配偶者や子供だけに残すのではなく、社会に還元したいと考える方は多いのではないかと思います。そういう思いを、「遺贈寄付」という選択肢を示すことで実現していくことも意義があると考えます。

② この「遺贈寄付」というものが、日本人のメンタリティにとってもフィットするのではないかと感じています。「日本には寄付文化がない」とよく言われますが、子供のころから教会のチャリティなどに携わっている欧米のような寄付文化を日本に同じように作っていくのは限界があるかと思えます。一方で、「生前に社会にお世話になった自分の思いを後世の人に託す」と考える日本人は多いのではないかと思います。日本型の寄付文化を作っていくというのを考える際に、この「遺贈寄付」は大きな可能性を感じます。

③ 今後、日本で少子高齢化が進むにつれて、配偶者や子供がいなくなる方が増加していくことが予想されます。配偶者や子供がいなければ、通常は、相続人は兄弟姉妹又はその子供(甥や姪)です。「相続人は、何十年も会っていない親戚くらいしかいない」あるいは「相続人がいない」という方が、ますます増えてくると思われれます。遠い親戚に財産を残すことや国に支払うことよりも、残った財産を社会に還元したいと考える方にも、遺贈寄付は応えることができます。

3. 税務上の問題

遺贈寄付に絡む税務上の問題について、現預金の寄付と不動産等の現物寄付に分けて触れたいと思います。(1) 現預金を遺贈等で寄付した場合

遺贈による寄付の場合には、遺贈先が特定公益増進法人、認定NPO法人等の税制優遇団体(以下「特定公益増進法人等」とします)であるか、一般社団・財団法人、認定を受けていないNPO法人であるかに関わらず、相続税の課税対象になりません。遺言に基づき財産の提供の場合には、その財産は遺言の効力が生じたときから法人に帰属したものとみなし、法人は原則として相続税の納税義務者にならないからです。た

(2) 現預金を遺贈等で寄付した場合

Table with 2 columns: 相続税, 所得税. Rows for 遺贈による寄付 and 相続人による相続財産の寄付.

益増進法人等であれば、寄附金控除が受けられます。ただし、寄附金控除は総所得金額の40%が限度なので、みなし譲渡所得以外の所得が多くない場合には、寄附金控除では引けない部分が出てきます。その場合には、寄附金控除で引けない部分の含み益に課税されます。

4. おわりに

税理士に期待される役割

で、みなし譲渡の申告が必要となります。・みなし譲渡の適用がある場合でも、寄付先が特定公益増進法人等であれば、寄附金控除が適用されますので、含み益が寄附金控除で相殺されます。(寄附金控除を所得控除方式で行った場合) したが、寄附金控除は総所得金額の40%が限度なので、みなし譲渡所得以外の所得が多くない場合には、寄附金控除では引けない部分が出てきます。その場合には、寄附金控除で引けない部分の含み益に課税されます。

(3) 不動産等の現物を遺贈等で寄付した場合

Table with 2 columns: 相続税, 所得税. Rows for 遺贈による寄付 and 相続人による相続財産の寄付.

イギリスの調査によると、遺言を書くときに、NPOなどの非営利団体に寄付をする人は、特に事前に何も言われなければ、5%程度だそうです。遺言を書く前に、「非営利団体に寄付をするという選択肢もあります」と言われると、10%程度に、「最近是非営利団体に寄付する人が増えていきます」と言われると、15%程度になるそうです。この傾向は、日本人ならもっと高まる可能性があるのではないかと思います。つまり、遺贈寄付が進むためには、遺贈を考える人

と接点をもつ専門家の存在が大きいと考えられます。相続税対策という面も含めて、この遺贈寄付というものがしっかりと位置づけられ、その意義を多くの税理士が伝えられれば、遺贈寄付にとって大きな原動力になると考えます。また、現物寄付が絡んだり、包括遺贈などになると、法的、税務的に難しい案件に発展する可能性があり、職域の新たな開拓という意味でも、大きな可能性があるのでないかと思えます。